

質問書に対する回答について

(令和8年度さいたま市「市報さいたま」企画編集業務)

令和8年2月10日作成

提出された質問書について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	<p>【実施要領_10 審査・選定(4)最優秀提案者の選定方法才】</p> <p>「別表に掲げる評価項目の『企画提案(令和8年度さいたま市「市報さいたま」)』の得点を合計し、平均で50点以下の場合は失格」とありますが、ここで指す「企画提案」の範囲について確認させてください。これは、別表4における「3.編集方針、企画・編集、デザイン・レイアウト(65点)」の単独項目を指すものでしょうか。あるいは、「3.編集方針…(65点)」に加え「4.表紙に目次をつけたレイアウトの提案(10点)」および「5.市報さいたまと他の媒体との連動に関する提案(10点)」を含めた、企画提案に関連する3項目の合計(85点満点)を指すものでしょうか。</p>	<p>実施要領別表4に掲げる評価項目の「2.入稿・校正システムの概要・業務実施体制」「3.編集方針、企画・編集、デザイン・レイアウト」の合計得点(100点)の平均で、50点以下の場合を失格とします。</p>
2	<p>【作成要領_2.(3)市報さいたま企画・編集に関する提案、3.提出部数】</p> <p>提出書類の「紙資料ア(会社概要、実施体制、システム等)」は1部、「紙資料イ(企画・編集提案等)」は8部の提出とされています。プレゼンテーションおよび審査の際、選定委員の皆様のお手元には主に部数の多い「紙資料イ」が配布されると想定しております。本業務の評価基準には、紙資料アに含まれる「入稿・校正システム(35点)」や「業務実施体制(20点)」が高い配点で設定されていますが、これらについては、選定委員の皆様のお手元に資料がない状態となるため、選定委員の皆様は当該項目については直接の採点(評価)を行わない(事務局による確認事項とする等)という認識でよろしいでしょうか。あるいは、1部の資料を回覧する等の対応となるので</p>	<p>実施要領別表3に掲げる提出書類の(1)~(3)、(7)については、電子データを共有し、選定委員が直接採点を行います。</p>

	しょうか。	
3	<p>【作成要領_2. (3)市報さいたま企画・編集に関する提案】</p> <p>8部提出する「紙資料イ」の冒頭（「(4)市報さいたま企画・編集に関する提案」の開始部分）に、当該項目の内容を要約した「コンセプトページ」および「目次」を別途記載したページを設けてもよろしいでしょうか。</p> <p>（「(4)市報さいたま企画・編集に関する提案」は「様式任意」とされておりますが、ここに表紙・特集以外の要素を含めることの可否についての確認です。）</p>	可能です。
4	<p>【作成要領_1. 提案書作成における前提(4)、3. 提出部数】</p> <p>提出書類のページ番号（ノンブル）について確認させてください。要領には、紙資料「ア（書類(1)～(7)を一括り）」と「イ（書類(4)～(6)を一括り）」のそれぞれについて、「表紙及び目次を除く各ページの中央下に、必ずページ番号を振ってください」との記載があります。紙資料アと紙資料イでは収録する書類の数が異なるため、共通して含まれる書類「(4)～(6)」については、**「紙資料ア」に綴じ込む場合と、「紙資料イ」に綴じ込む場合とで、それぞれ異なるページ番号を印字し分ける必要がある（2種類の印刷用データを作成する必要がある）**という理解でよろしいでしょうか。</p>	2種類のデータを作成する必要はありません。作成要領3. 提出部数(1)紙資料イに振るページ番号は、作成要領3. 提出部数(1)紙資料アと同一です。イはアと別個のものではなく、アの一部抜粋と考えてください。
5	<p>【作成要_2. (5)市報さいたまと他の媒体との連動に関する提案】</p> <p>「市報さいたまと他の媒体との連動に関する提案」において、「市報を情報のインデックス（索引）として機能させ、より詳細な情報がわかるホームページやその他 SNS などのメディアへと繋げる導線づくり」との記載があります。ここで指す「他の媒体（メディア）」とは、市公式ホームページや SNS、アプリ、イベント主催者の Web サイトといった「詳細情報</p>	お見込みのとおりです。

	が掲載されているデジタル媒体」への誘導（クロスメディア）を主とした提案を求めているという理解でよろしいでしょうか。	
6	<p>【作成要領_2. (4) 表紙に目次をつけたレイアウトの提案】</p> <p>当該項目のレイアウト作成において、指定された「項目（記事タイトル）」を掲載する際、意味や誘導先の内容が変わらない範囲で、可読性を高めることやデザインのバランスを整えることを目的として、文言を要約・短縮・補正することは許容されますでしょうか。あるいは、指定された文言を一言一句そのまま掲載する必要がありますでしょうか。</p>	意味や内容が変わらない範囲での文言の要約・短縮・補正は可能です。